

令和8年 No.52

- 国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則の制定
- 国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則の制定
- 国立大学法人東京学芸大学における人事評価実施要項等の一部を改正する要項の制定
- 自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領の制定
- 国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準等の一部を改正する基準の制定

改正理由

事務組織の再編及び理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織の再編及び理事・副学長の職務分担の見直しに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程（平成27年規程第6号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学大学戦略会議規程（平成29年規程第20号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第9号）

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸寿

令和8年規則第30号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (4) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）
- (5) 東京学芸大学事務情報化推進規則（平成9年規則第9号）
- (6) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第4号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (9) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成11年規則第7号）
- (10) 東京学芸大学公用車管理運行規則（平成10年規則第2号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学物品管理規則（平成16年規則第39号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年細則第6号

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則（平成16年細則第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における人事評価実施要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

国立大学法人東京学芸大学における人事評価実施要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学における人事評価実施要項（令和4年3月31日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項（平成16年3月10日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項（平成16年11月11日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項（平成23年3月17日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領（平成10年3月26日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年3月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準等の一部を改正する基準を次のように制定する。

令和8年4月16日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準等の一部を改正する基準

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔省略〕 (2) 部局等 事務局，<u>法人戦略室</u>，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔省略〕 (2) 部局等 事務局，<u>経営企画室</u>，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

(定義)

第2条 〔省略〕

2 この規程において「部局等」とは、事務局（法人戦略室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。

〔省略〕

(保護担当者)

第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

2 〔省略〕

〔省略〕

別表（第5条第1項関係）

部局等	保護担当者
事務局	各課長， <u>法人戦略室</u> ，監査室長
〔省略〕	

附 則

この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

現

行

〔省略〕

(定義)

第2条 〔省略〕

2 この規程において「部局等」とは、事務局（経営企画室及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。

〔省略〕

(保護担当者)

第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

2 〔省略〕

〔省略〕

別表（第5条第1項関係）

部局等	保護担当者
事務局	各課長， <u>経営企画室</u> ，監査室長
〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改		正		現		行	
〔省略〕				〔省略〕			
(推進員)				(推進員)			
第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。				第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。			
2 〔省略〕				2 〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表				別表			
部 局		推 進 員		部 局		推 進 員	
事務局		学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長		事務局		学務課長 総務課長 学術情報課長 財務課長 施設課長	
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>							

国立大学法人東京学芸大学大学戦略会議規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (庶務) 第8条 戦略会議に関する庶務は、関係部課の協力を得て、<u>法人戦略室</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (庶務) 第8条 戦略会議に関する庶務は、関係部課の協力を得て、<u>経営企画室</u>が処理する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、教育学部総合教育科学系、教育学部人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局」とは、各学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 「部局等」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。 (5) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。 (5) 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、各学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 部局 事務局，<u>法人戦略室</u>，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 部局 事務局，<u>経営企画室</u>，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編及び理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則で「文書」とは、本学所掌事務に係る内容を有する文書類で、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この規則で「各部局課名、各部課、各課、所掌課、他の課、関係課、起案課、合議課、保存課、課名、課長及び課」の課とは、<u>法人戦略室</u>及び<u>監査室</u>を含めていう。 。 〔省略〕 (起案文書の作成) 第7条 起案文書の作成は、特に定めのある場合を除き、東京学芸大学原議書（様式第2）により行い、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、定例的なもの又は簡易なものについては、文書の余白を利用する等原議書を用いずに適当な方法により起案することができる。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 別表 <table><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>法人戦略室</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>戦略</u>第</td><td>号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr></table> 〔省略〕 様式第2 〔別紙B参照〕	〔省略〕			<u>法人戦略室</u> に属するもの	東学芸 <u>戦略</u> 第	号	〔省略〕			〔省略〕 (定義) 第2条 この規則で「文書」とは、本学所掌事務に係る内容を有する文書類で、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この規則で「各部局課名、各部課、各課、所掌課、他の課、関係課、起案課、合議課、保存課、課名、課長及び課」の課とは、<u>経営企画室</u>及び<u>監査室</u>を含めていう。 。 〔省略〕 (起案文書の作成) 第7条 起案文書の作成は、特に定めのある場合を除き、東京学芸大学原議書（様式第2）により行い、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、定例的なもの又は簡易なものについては、文書の余白を利用する等原議書を用いずに適当な方法により起案することができる。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 別表 <table><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>経営企画室</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>経企</u>第</td><td>号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr></table> 〔省略〕 様式第2 〔別紙A参照〕	〔省略〕			<u>経営企画室</u> に属するもの	東学芸 <u>経企</u> 第	号	〔省略〕		
〔省略〕																			
<u>法人戦略室</u> に属するもの	東学芸 <u>戦略</u> 第	号																	
〔省略〕																			
〔省略〕																			
<u>経営企画室</u> に属するもの	東学芸 <u>経企</u> 第	号																	
〔省略〕																			

附 則

この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・電子メール・FAX・ 部内通知		東学芸 第 号		
発 送	年 月 日			年 月 日		
(添付物及び施行上の注意)				決 裁	年 月 日	
				起 案	年 月 日	
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)				
文 書 保 存 期 間		無期限 3 0 年 1 0 年 5 年 3 年 1 年				
(収受文書発信年月日) 年 月 日			(収受文書記号番号) 第 号			
(受信者)			(発信者)			
(件 名)						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 ()	理 事 ()	理 事 ()	理 事 ()	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課 長・室長	副 課 長	係 長・ 専 門 職 員	起 案
						課・室 係 内 ()
(合 議)						整理 番号

[省略]

様式第2

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・電子メール・FAX・ 部内通知		東学芸 第 号		
発 送	年 月 日			年 月 日		
(添付物及び施行上の注意)				決 裁	年 月 日	
				起 案	年 月 日	
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)				
文 書 保 存 期 間		無期限 3 0 年 1 0 年 5 年 3 年 1 年				
(収受文書発信年月日) 年 月 日			(収受文書記号番号) 第 号			
(受信者)			(発信者)			
(件 名) -----						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。						
学 長	理 事 (全体統括・総務・社会連携)	理 事 (教育・研究)	理 事 ()	理 事 ()	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課 長・室 長	副 課 長	係 長・ 専 門 職 員	起 案
						課・室 係 内 ()
(合 議)						整理 番号

[省略]

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 「部局等」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																														
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 主管課長 各課長，<u>法人戦略室長</u>及び監査室長をいう。 〔省略〕 (専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず，別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。 〔省略〕 別表第2 (共通) <table><tr><th>事 項</th><th>名義者</th><th>専決者</th></tr><tr><td>(1)～(7) 〔省略〕</td><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</td><td>学 長</td><td>部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長</td></tr><tr><td>課長以上の事務職員（事務局長，<u>法人戦略室長</u>及び監査室長を除く。）</td><td>学 長</td><td>直 属 の 上 司</td></tr><tr><td>上記以外の職員</td><td>学 長</td><td>附 属 学 校 長</td></tr></table>		事 項	名義者	専決者	(1)～(7) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長	課長以上の事務職員（事務局長， <u>法人戦略室長</u> 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司	上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長	〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 主管課長 各課長，<u>経営企画室長</u>及び監査室長をいう。 〔省略〕 (専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず，別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。 〔省略〕 別表第2 (共通) <table><tr><th>事 項</th><th>名義者</th><th>専決者</th></tr><tr><td>(1)～(7) 〔省略〕</td><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</td><td>学 長</td><td>部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長</td></tr><tr><td>課長以上の事務職員（事務局長，<u>経営企画室長</u>及び監査室長を除く。）</td><td>学 長</td><td>直 属 の 上 司</td></tr><tr><td>上記以外の職員</td><td>学 長</td><td>附 属 学 校 長</td></tr></table>		事 項	名義者	専決者	(1)～(7) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長	課長以上の事務職員（事務局長， <u>経営企画室長</u> 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司	上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長
事 項	名義者	専決者																															
(1)～(7) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																															
(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長																															
課長以上の事務職員（事務局長， <u>法人戦略室長</u> 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司																															
上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長																															
事 項	名義者	専決者																															
(1)～(7) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																															
(8) 休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長																															
課長以上の事務職員（事務局長， <u>経営企画室長</u> 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司																															
上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長																															

	(9) 超過勤務命令, 休日勤務命令, 特殊勤務命令及び旅行命令に関する文書教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)	学	長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長		(9) 超過勤務命令, 休日勤務命令, 特殊勤務命令及び旅行命令に関する文書教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)	学	長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長
	課長以上の事務職員 (事務局長, <u>法人戦略室長</u> 及び監査室長を除く。)	学	長	直 属 の 上 司		学	長	直 属 の 上 司	
	上記以外の職員	学	長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長		学	長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長	
	(10) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕		
	(11) 勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)	学	長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長		学	長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長	
	課長以上の事務職員 (事務局長, <u>法人戦略室長</u> 及び監査室長を除く。)	学	長	直 属 の 上 司		学	長	直 属 の 上 司	
	上記以外の職員	学	長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長		学	長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長	
	(12)～(16) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕		
	〔省略〕					〔省略〕			
	(総務部関係)					(総務部関係)			
事 項		名義者		専決者	事 項		名義者		専決者
(1)～(13) 〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕	(1)～(13) 〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕

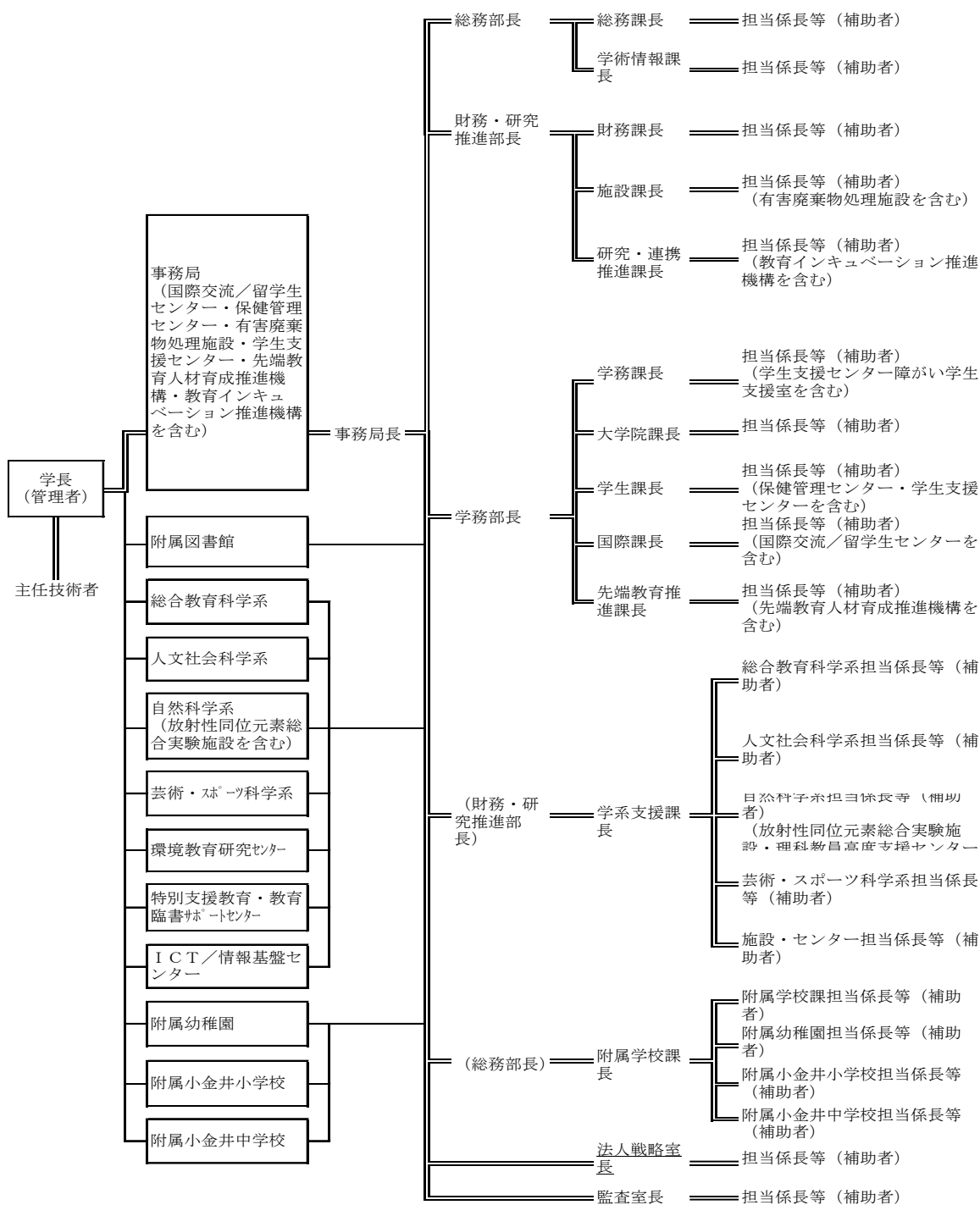
(14) 兼業の許可及び承諾に関する文書（営利企業に係るものを除く。） 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。） 課長以上の事務職員（事務局長，<u>法人戦略室長</u>及び監査室長を除く。） 上記以外の職員 (15)～(39) [省略]	学 長 学 長 学 長 [省略]	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長 事 務 局 長 総 務 部 長 [省略]	(14) 兼業の許可及び承諾に関する文書（営利企業に係るものを除く。） 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。） 課長以上の事務職員（事務局長，<u>経営企画室長</u>及び監査室長を除く。） 上記以外の職員 (15)～(39) [省略]	学 長 学 長 学 長 [省略]	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長 事 務 局 長 総 務 部 長 [省略]
[省略] <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>			[省略]		

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

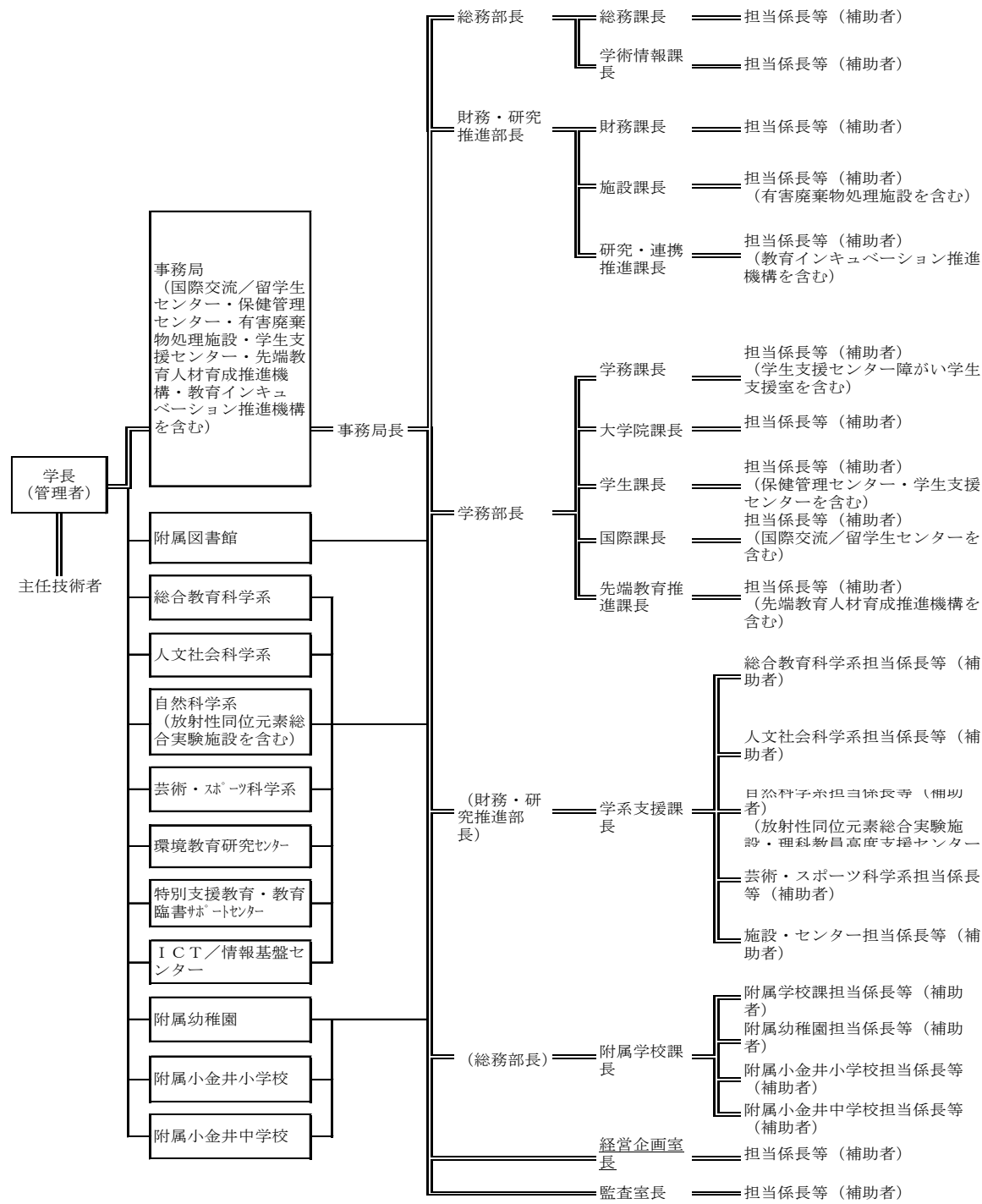
改 正	現 行
〔省略〕 （保安業務の分掌等） 第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。 〔省略〕 別表第1 〔別紙B参照〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （保安業務の分掌等） 第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1によるものとする。 〔省略〕 別表第1 〔別紙A参照〕 〔省略〕

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
(2) 組織系統を示す。
(3) 担当係長等は、資産監守補助者。

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）<u>法人戦略室長</u> （5）監査室長 （6）その他事務局長が認めた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）<u>経営企画室長</u> （5）監査室長 （6）その他事務局長が認めた者 〔省略〕

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 副部長 (4) 課長 (5) <u>法人戦略室長</u> (6) 監査室長 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 副部長 (4) 課長 (5) <u>経営企画室長</u> (6) 監査室長 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 「部局等」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院 連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員 支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機 構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学 校運営部をいう。 (4)～(6) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(2) 〔省略〕 (3) 「部局等」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、大学院 連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員 支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機 構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学 校運営部をいう。 (4)～(6) 〔省略〕 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行						
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、各学系、教職大学院、連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 (公印の種類、公印管守責任者等) 第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。 2 前項に規定するもののほか、学長は、特別の用途に使用する公印を制定することができる。 〔省略〕 別表 (第3条関係)					〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 (公印の種類、公印管守責任者等) 第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。 2 前項に規定するもののほか、学長は、特別の用途に使用する公印を制定することができる。 〔省略〕 別表 (第3条関係)						
	種	類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者		種	類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者
〔省略〕					〔省略〕						
役 職 印	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	役 職 印	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	事務局長		30	総務課長	法規係長		事務局長		30	総務課長	法規係長
	事務局部長		23	総務課長	法規係長		事務局部長		23	総務課長	法規係長
	事務局課長		20	総務課長	法規係長		事務局課長		20	総務課長	法規係長
	附属図書館長		20	総務課長	法規係長		附属図書館長		20	総務課長	法規係長
	<u>法人戦略室長</u>		20	総務課長	法規係長		<u>経営企画室長</u>		20	総務課長	法規係長
	監査室長		20	総務課長	法規係長		監査室長		20	総務課長	法規係長
	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

〔省略〕

東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																				
〔省略〕 (配置部局及び人員) 第3条 パソコンリーダーの配置部局及び人員は、別表のとおりとする。 〔省略〕 別表 <table><tr><th colspan="2">パソコンリーダー配置部局及び人員</th></tr><tr><th>パソコンリーダー配置部局</th><th>人員</th></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td><u>法人戦略室</u></td><td>1</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		パソコンリーダー配置部局及び人員		パソコンリーダー配置部局	人員	〔省略〕	〔省略〕	<u>法人戦略室</u>	1	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕 (配置部局及び人員) 第3条 パソコンリーダーの配置部局及び人員は、別表のとおりとする。 〔省略〕 別表 <table><tr><th colspan="2">パソコンリーダー配置部局及び人員</th></tr><tr><th>パソコンリーダー配置部局</th><th>人員</th></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr><tr><td><u>経営企画室</u></td><td>1</td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td>〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕		パソコンリーダー配置部局及び人員		パソコンリーダー配置部局	人員	〔省略〕	〔省略〕	<u>経営企画室</u>	1	〔省略〕	〔省略〕
パソコンリーダー配置部局及び人員																							
パソコンリーダー配置部局	人員																						
〔省略〕	〔省略〕																						
<u>法人戦略室</u>	1																						
〔省略〕	〔省略〕																						
パソコンリーダー配置部局及び人員																							
パソコンリーダー配置部局	人員																						
〔省略〕	〔省略〕																						
<u>経営企画室</u>	1																						
〔省略〕	〔省略〕																						

東京学芸大学公用車管理運行規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （使用の手続き） 第7条 公用車を使用する課長，<u>法人戦略室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は，事前に公用車使用願（様式第1号）を運行管理者に提出し，使用の許可を得るものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，令和8年4月16日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 （使用の手続き） 第7条 公用車を使用する課長，<u>経営企画室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は，事前に公用車使用願（様式第1号）を運行管理者に提出し，使用の許可を得るものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) 「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、<u>法人戦略室</u>及び監査室にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、教職大学院にあつては、講座主任、各施設・機構にあつては、各施設・機構の長、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) 「所属長」とは、事務局にあつては、各課長、<u>経営企画室</u>及び監査室にあつては、各室長、学系にあつては、各分野の主任、教職大学院にあつては、講座主任、各施設・機構にあつては、各施設・機構の長、附属学校にあつては、各附属学校の長をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																
〔省略〕 (資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 別表第2 <table><tr><th>部 局</th><th>資産管理者</th><th>資産監守者</th><th>資産監守補助者</th></tr><tr><td>事務局（1）</td><td>事務局長</td><td>各課長，<u>法人戦略室長</u>， 監査室長，機構長，施設長</td><td>各庶務担当係長</td></tr></table> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	事務局（1）	事務局長	各課長， <u>法人戦略室長</u> ， 監査室長，機構長，施設長	各庶務担当係長	〔省略〕 (資産監守者等) 第12条 資産管理役は、資産の適正な供用を図るため、資産管理者、資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を、別表第2のとおり置くものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 別表第2 <table><tr><th>部 局</th><th>資産管理者</th><th>資産監守者</th><th>資産監守補助者</th></tr><tr><td>事務局（1）</td><td>事務局長</td><td>各課長，<u>経営企画室長</u>， 監査室長，機構長，施設長</td><td>各庶務担当係長</td></tr></table> 〔省略〕 〔省略〕		部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	事務局（1）	事務局長	各課長， <u>経営企画室長</u> ， 監査室長，機構長，施設長	各庶務担当係長
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者																
事務局（1）	事務局長	各課長， <u>法人戦略室長</u> ， 監査室長，機構長，施設長	各庶務担当係長																
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者																
事務局（1）	事務局長	各課長， <u>経営企画室長</u> ， 監査室長，機構長，施設長	各庶務担当係長																

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （供用する場合に明らかにする事項） 第7条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 事務局，<u>経営企画室</u>，監査室及び附属学校にあっては，前2項の資産台帳への記載を省略することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この細則は，令和8年4月16日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （供用する場合に明らかにする事項） 第7条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 事務局，<u>経営企画室</u>，監査室及び附属学校にあっては，前2項の資産台帳への記載を省略することができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における人事評価実施要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
〔省略〕 (評価者等) 第3条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）は、一次評価者及び二次評価者とし、次の表に定める被評価者の区分ごとに、それぞれ同表に定める者とする。 <table><tr><th>被評価者</th><th>一次評価者</th><th>二次評価者</th></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr><tr><td>法人戦略室長・監査室長</td><td>事務局長</td><td>学長</td></tr><tr><td>法人戦略室員・監査室員</td><td>室長</td><td>事務局長</td></tr></table> 2～4 〔省略〕 〔省略〕 附 則 この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。	被評価者	一次評価者	二次評価者	〔省略〕			法人戦略室長・監査室長	事務局長	学長	法人戦略室員・監査室員	室長	事務局長	〔省略〕 (評価者等) 第3条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）は、一次評価者及び二次評価者とし、次の表に定める被評価者の区分ごとに、それぞれ同表に定める者とする。 <table><tr><th>被評価者</th><th>一次評価者</th><th>二次評価者</th></tr><tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr><tr><td>経営企画室長・監査室長</td><td>事務局長</td><td>学長</td></tr><tr><td>経営企画室員・監査室員</td><td>室長</td><td>事務局長</td></tr></table> 2～4 〔省略〕 〔省略〕	被評価者	一次評価者	二次評価者	〔省略〕			経営企画室長・監査室長	事務局長	学長	経営企画室員・監査室員	室長	事務局長
被評価者	一次評価者	二次評価者																							
〔省略〕																									
法人戦略室長・監査室長	事務局長	学長																							
法人戦略室員・監査室員	室長	事務局長																							
被評価者	一次評価者	二次評価者																							
〔省略〕																									
経営企画室長・監査室長	事務局長	学長																							
経営企画室員・監査室員	室長	事務局長																							

国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																																												
〔省略〕 (定義) 第2 この要項において「事業場」とは、別表1に掲げる事業場をいう。 2 この要項において「部局」とは、別表1に掲げる部局をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕 (部局代表者) 第4 各部局に、別表1に定める数の部局代表者を置く。 2 〔省略〕 〔省略〕 別表第1 <table><tr><th>事業場</th><th>部局</th><th>部局代表者数</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">小金井（大学）地区</td><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務局（<u>法人戦略室</u>及び監査室を含む。）</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">小金井（附属学校）地区</td><td>附属小金井小学校</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕		事業場	部局	部局代表者数	備考	小金井（大学）地区	〔省略〕			事務局（ <u>法人戦略室</u> 及び監査室を含む。）	10		小金井（附属学校）地区	附属小金井小学校	2		〔省略〕			〔省略〕				〔省略〕 (定義) 第2 この要項において「事業場」とは、別表1に掲げる事業場をいう。 2 この要項において「部局」とは、別表1に掲げる部局をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕 (部局代表者) 第4 各部局に、別表1に定める数の部局代表者を置く。 2 〔省略〕 〔省略〕 別表第1 <table><tr><th>事業場</th><th>部局</th><th>部局代表者数</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">小金井（大学）地区</td><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務局（<u>経営企画室</u>及び監査室を含む。）</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">小金井（附属学校）地区</td><td>附属小金井小学校</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>〔省略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕		事業場	部局	部局代表者数	備考	小金井（大学）地区	〔省略〕			事務局（ <u>経営企画室</u> 及び監査室を含む。）	10		小金井（附属学校）地区	附属小金井小学校	2		〔省略〕			〔省略〕			
事業場	部局	部局代表者数	備考																																												
小金井（大学）地区	〔省略〕																																														
	事務局（ <u>法人戦略室</u> 及び監査室を含む。）	10																																													
小金井（附属学校）地区	附属小金井小学校	2																																													
	〔省略〕																																														
〔省略〕																																															
事業場	部局	部局代表者数	備考																																												
小金井（大学）地区	〔省略〕																																														
	事務局（ <u>経営企画室</u> 及び監査室を含む。）	10																																													
小金井（附属学校）地区	附属小金井小学校	2																																													
	〔省略〕																																														
〔省略〕																																															
附 則 <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>																																															

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （相談の申込み） 第3条 〔省略〕 2 前項の相談責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 〔省略〕 （4）相談者が<u>法人戦略室</u>に所属する事務職員の場合 <u>法人戦略室長</u> （5） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （相談の申込み） 第3条 〔省略〕 2 前項の相談責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 〔省略〕 （4）相談者が<u>経営企画室</u>に所属する事務職員の場合 <u>経営企画室長</u> （5） 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この要項において「部局長」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、各学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この要項において「部局長」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、各学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （希望調書の提出） 第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長、<u>法人戦略室長</u>又は監査室長（教員にあっては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （希望調書の提出） 第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（教員にあっては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>法人戦略室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、<u>経営企画室</u>、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 2 〔省略〕 〔省略〕	

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （運転者の登録等） 第4 課長、<u>法人戦略室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、当該部局の職員で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿（別紙様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）に登録を行うものとする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （運転者の登録等） 第4 課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、当該部局の職員で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿（別紙様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）に登録を行うものとする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この要領において「部局等」とは、事務局（<u>法人戦略室</u>及び監査室を含む。） ，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職 大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター 機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベ ーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，附属学 校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 (障害を理由とする差別の解消に関する推進体制) 第4条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 5 各部局等に，障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。） を置き，別表に定める監督者をもって充てる。監督者は，監督責任者を補佐する とともに，次条に規定する責務を果たすものとする。 〔省略〕 別表 <table> <tr> <th>部 局 等</th><th>監 督 者</th></tr> <tr> <td>事務局</td><td>各課長，<u>法人戦略室長</u>，監査室長</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td></tr> </table> 〔省略〕	部 局 等	監 督 者	事務局	各課長， <u>法人戦略室長</u> ，監査室長	〔省略〕		〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この要領において「部局等」とは，事務局（<u>経営企画室</u>及び監査室を含む。） ，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職 大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，大学教育研究基盤センター 機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構，教育インキュベ ーション推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，附属学 校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 (障害を理由とする差別の解消に関する推進体制) 第4条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 5 各部局等に，障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。） を置き，別表に定める監督者をもって充てる。監督者は，監督責任者を補佐する とともに，次条に規定する責務を果たすものとする。 〔省略〕 別表 <table> <tr> <th>部 局 等</th><th>監 督 者</th></tr> <tr> <td>事務局</td><td>各課長，<u>経営企画室長</u>，監査室長</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td></tr> </table> 〔省略〕	部 局 等	監 督 者	事務局	各課長， <u>経営企画室長</u> ，監査室長	〔省略〕	
部 局 等	監 督 者												
事務局	各課長， <u>法人戦略室長</u> ，監査室長												
〔省略〕													
部 局 等	監 督 者												
事務局	各課長， <u>経営企画室長</u> ，監査室長												
〔省略〕													

附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2 タクシー利用券の請求 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 前号にかかわらず、課長、<u>法人戦略室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、緊急利用等の必要性に対応するため必要があると判断する場合は、20枚を限度として、利用券を一括して請求することができるものとする。この場合において、経理課長は、利用券の利用の承認権限及び利用券の保管を請求部局の課長等に委ねることにより、利用券を一括して交付することができるものとする。 〔省略〕 第4 利用券の管理 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 各課、<u>法人戦略室</u>又は監査室の庶務担当係長は、必要により利用券を保管することができる。利用券の管理及び保管は前号に準じて行わなければならない。 。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 第2 タクシー利用券の請求 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 前号にかかわらず、課長、<u>経営企画室長</u>又は監査室長（以下「課長等」という。）は、緊急利用等の必要性に対応するため必要があると判断する場合は、20枚を限度として、利用券を一括して請求することができるものとする。この場合において、経理課長は、利用券の利用の承認権限及び利用券の保管を請求部局の課長等に委ねることにより、利用券を一括して交付することができるものとする。 〔省略〕 第4 利用券の管理 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 各課、<u>経営企画室</u>又は監査室の庶務担当係長は、必要により利用券を保管することができる。利用券の管理及び保管は前号に準じて行わなければならない。 。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは，あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長，<u>法人戦略室長</u>，監査室長又は附属学校長の承認を得なければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この基準は，令和8年4月16日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは，あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長，<u>経営企画室長</u>，監査室長又は附属学校長の承認を得なければならない。 〔省略〕